

第十九回国 参議院 法務委員会 會議録 第四十号

昭和二十九年五月十九日(水曜日)午前十一時二十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 郡 祐一君
理事 上原 正吉君
龜田 得治君

委員 大谷 賛雄君
楠見 義男君
棚橋 小虎君
一松 定吉君
羽仁 五郎君

政府委員

法務局第二部長 野木 新一君
保安庁長 上村健太郎君
官官房長

事務局側

常任委員 西村 高見君
会専門員 堀 真道君
常任委員 堀 真道君

説明員

保安庁保安 網井 輝夫君
局調査課長
法務省刑事 桃沢 全司君
局公安課長

本日の會議に付した事件

○本委員会の運営に関する件
○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(郡祐一君) 只今より委員会を開きます。
本日は先ず今後の委員会の審査日程

第四部 法務委員会會議録第四十号 昭和二十九年五月十九日【参議院】

についてお諮りいたします。本件につきましては、昨日各委員の方と御協議、御懇談願いましたところによりまして次のように御決定願いたいと存じます。先ず秘密保護法案につきまして、本日は一般質疑を行うこととし、その総質疑時間は答弁時間を含めまして總時間で四時間三十分とし、お申出に従いまして龜田君三時間、楠見君、棚橋君、三橋君、羽仁君各二十分、青木君十分といたします。一般質疑は本日を以て終了することといたしまして、明日は總括質疑を行います。總括質疑の時間は答弁時間を含めまして總時間で二時間を以て終了することといたしまして、各委員の割当時間は後刻表にしてお知らせすることといたします。なお、秘密保護法案の質疑終了後の日程及びその他の法案の審査日程は、後刻お配りする表によつて御承知願いたいと存じます。以上の通り決定することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(郡祐一君) 御異議ないと認め、さように決定いたします。なお、質疑時間中に御連絡申上げてもお出でにならない方は、乗継されたものと認めますからあらかじめ御承知おきを願います。
○委員長(郡祐一君) 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案を議題に供します。
○龜田得治君 最初にお尋ねいたしましたのは、こういう問題を含んだ法律でありますから、やはり普通の例に従つて本法の目的並びに濫用禁止の規定ですね、たとえそれが注意的な効果果しかなないというふうなことでありまして、そういう点を明確にしておくことが、この種の法案としては適切じやないかというふうに私も考へておられます。勿論その現わし方はいろいろあるでしょうが、例えば私が一つの例として考へてみましたのは、この法律は日米相互防衛援助協定及び船舶貸借協定に基いて供与される装備品などの秘密を守ることを目的とするものであつて、その解釈適用に當つてはいささかその人権侵害に亘ることなきよう注意しなければならぬ。まあ字句的に少し問題もあるでしょうが、こういうふうな建前で目的をやはり明確にする。共に、問題になつておる人権侵害というふうな考へ方は全然持つておられないということを最初にやはり明確にしておく、こういうことが非常によろしいと思ひますが、こういうことについては恐らく立法される時に御論議があつたのじやないかと思ひますが、御所見を伺いたいと思ひます。

○政府委員(野木新一君) 御趣旨のことは傾聴いたしましたわけでありまして、政府といたしましてこの法案の立案に當りまして別にそういう目的規定をこれに入れませんでしたのは、法案自体が比較的簡單でありまして、これ自体でわかることであつて、あえて人権を侵害しないようにしなければならぬというふうな当然の規定は必ずしも必要ではないのじやないかという趣旨で、特に特別の一条を設けなかつたわけでありまして、この法律の趣旨がわづらひないことは勿論でございます。

○龜田得治君 趣旨が私が申上げたよいうなつもりだということであれば、そのういふことを明確にしたところで差支はないわけですから、お書きになつたほうが私よからうと思つたのです。ただ、その際問題になる点は一つあるのだらうと思つたのです。目的の点についてどういふふうな現わすか、恐らくこの法案の基礎になつてゐる気持ち、考へ方としてはアメリカから供与される装備品などの秘密、そういうこの考へ方の中に、アメリカの秘密を保護するという氣持と、供与されたものは日本の品物だから、それは日本の秘密も保護するのだらうというふうな考へ方が二つ混ざつておると思つたのです。従つてこの目的を現わしにくいというふうなところにあるのじやないかと思つたのです。若しそれであれば、率直に事実だけを現わして行つたらいいのだらうと思つた。アメリカの秘密とか、日本の秘密とかそういういつたような用語を避けて、とにかく二つの協定によつて供与される武器、その秘密を守ることを目的としてゐることは間違いないのだから、そこだけをはつきりと限定して現わして行つて、従つて重点は、その目的に關連してあつたほうに出て来る人権侵害に亘らないような法の運用、こういうところにある我々は期待を持

つてはならないから、そういうやり方で表現なさるとすれば少しも差支えないように私考へるんです。で、この条文が五カ条で非常な簡單だから条文自体によつてその誤解も起きないというふうな言われるわけなんです。必ずしも条文自体によつて誤解が起きないことはない。これは質疑答の途中であつて、一々それを繰返す必要はないと思つたのですが、むしろ簡單だからこそいふ／＼そこに推測が生れるわけなんです。で、そういう目的なり人権侵害の注意規定というものをに入れることは、やはりこの法律を扱う人たちに對して非常によいことじやないかと思つたのです。決してこの法律を扱う人が必ずしも全部非常に法律の最高の理念に徹した人ではない。むしろ最末端で捜査が始まる際においては、まあ失礼な言ひ分になる場合もあるかも知れませんが、必ずしも法の本当の趣旨というものを知つておられない方もあつたのじやない。そういう人にとつては法律の冒頭にそういう字句が掲げられることは非常に私適切だと考へるんですが、どうも簡單な条文だから、誤解も起らないだらうと言われるんですけれども、実際は必ずしもそうではなからうと考へるんですが、差支えないように私どもが例えれば修正をしてそういうふうな適當な文句を入れるということであれば、法律そのものの奥底がそれによつて変わるわけじやないんですから、適當な修正であれば結構だというふうな考

要ではないのじやないかという趣旨で、特に特別の一条を設けなかつたわけでありまして、この法律の趣旨がわづらひないことは勿論でございます。

○龜田得治君 趣旨が私が申上げたよいうなつもりだということであれば、そのういふことを明確にしたところで差支はないわけですから、お書きになつたほうが私よからうと思つたのです。ただ、その際問題になる点は一つあるのだらうと思つたのです。目的の点についてどういふふうな現わすか、恐らくこの法案の基礎になつてゐる気持ち、考へ方としてはアメリカから供与される装備品などの秘密、そういうこの考へ方の中に、アメリカの秘密を保護するという氣持と、供与されたものは日本の品物だから、それは日本の秘密も保護するのだらうというふうな考へ方が二つ混ざつておると思つたのです。従つてこの目的を現わしにくいというふうなところにあるのじやないかと思つたのです。若しそれであれば、率直に事実だけを現わして行つたらいいのだらうと思つた。アメリカの秘密とか、日本の秘密とかそういういつたような用語を避けて、とにかく二つの協定によつて供与される武器、その秘密を守ることを目的としてゐることは間違いないのだから、そこだけをはつきりと限定して現わして行つて、従つて重点は、その目的に關連してあつたほうに出て来る人権侵害に亘らないような法の運用、こういうところにある我々は期待を持

つてはならないから、そういうやり方で表現なさるとすれば少しも差支えないように私考へるんです。で、この条文が五カ条で非常な簡單だから条文自体によつてその誤解も起きないというふうな言われるわけなんです。必ずしも条文自体によつて誤解が起きないことはない。これは質疑答の途中であつて、一々それを繰返す必要はないと思つたのですが、むしろ簡單だからこそいふ／＼そこに推測が生れるわけなんです。で、そういう目的なり人権侵害の注意規定というものをに入れることは、やはりこの法律を扱う人たちに對して非常によいことじやないかと思つたのです。決してこの法律を扱う人が必ずしも全部非常に法律の最高の理念に徹した人ではない。むしろ最末端で捜査が始まる際においては、まあ失礼な言ひ分になる場合もあるかも知れませんが、必ずしも法の本当の趣旨というものを知つておられない方もあつたのじやない。そういう人にとつては法律の冒頭にそういう字句が掲げられることは非常に私適切だと考へるんですが、どうも簡單な条文だから、誤解も起らないだらうと言われるんですけれども、実際は必ずしもそうではなからうと考へるんですが、差支えないように私どもが例えれば修正をしてそういうふうな適當な文句を入れるということであれば、法律そのものの奥底がそれによつて変わるわけじやないんですから、適當な修正であれば結構だというふうな考

つてはならないから、そういうやり方で表現なさるとすれば少しも差支えないように私考へるんです。で、この条文が五カ条で非常な簡單だから条文自体によつてその誤解も起きないというふうな言われるわけなんです。必ずしも条文自体によつて誤解が起きないことはない。これは質疑答の途中であつて、一々それを繰返す必要はないと思つたのですが、むしろ簡單だからこそいふ／＼そこに推測が生れるわけなんです。で、そういう目的なり人権侵害の注意規定というものをに入れることは、やはりこの法律を扱う人たちに對して非常によいことじやないかと思つたのです。決してこの法律を扱う人が必ずしも全部非常に法律の最高の理念に徹した人ではない。むしろ最末端で捜査が始まる際においては、まあ失礼な言ひ分になる場合もあるかも知れませんが、必ずしも法の本当の趣旨というものを知つておられない方もあつたのじやない。そういう人にとつては法律の冒頭にそういう字句が掲げられることは非常に私適切だと考へるんですが、どうも簡單な条文だから、誤解も起らないだらうと言われるんですけれども、実際は必ずしもそうではなからうと考へるんですが、差支えないように私どもが例えれば修正をしてそういうふうな適當な文句を入れるということであれば、法律そのものの奥底がそれによつて変わるわけじやないんですから、適當な修正であれば結構だというふうな考

つてはならないから、そういうやり方で表現なさるとすれば少しも差支えないように私考へるんです。で、この条文が五カ条で非常な簡單だから条文自体によつてその誤解も起きないというふうな言われるわけなんです。必ずしも条文自体によつて誤解が起きないことはない。これは質疑答の途中であつて、一々それを繰返す必要はないと思つたのですが、むしろ簡單だからこそいふ／＼そこに推測が生れるわけなんです。で、そういう目的なり人権侵害の注意規定というものをに入れることは、やはりこの法律を扱う人たちに對して非常によいことじやないかと思つたのです。決してこの法律を扱う人が必ずしも全部非常に法律の最高の理念に徹した人ではない。むしろ最末端で捜査が始まる際においては、まあ失礼な言ひ分になる場合もあるかも知れませんが、必ずしも法の本当の趣旨というものを知つておられない方もあつたのじやない。そういう人にとつては法律の冒頭にそういう字句が掲げられることは非常に私適切だと考へるんですが、どうも簡單な条文だから、誤解も起らないだらうと言われるんですけれども、実際は必ずしもそうではなからうと考へるんですが、差支えないように私どもが例えれば修正をしてそういうふうな適當な文句を入れるということであれば、法律そのものの奥底がそれによつて変わるわけじやないんですから、適當な修正であれば結構だというふうな考

第四部 法務委員会會議録第四十号 昭和二十九年五月十九日【参議院】

え方をお持ちかどうか、再度確かめておきたいと思ひます。

○政府委員(野木新一君) 御質疑の点は拜聴いたしましたわけでありますが、先ず第一に目的を書く際に、この法律自体がアメリカの兵器等の秘密を保護するだけでなく同時に我が国の秘密を保護するものであると、それでは、誠にその通りであると思ひます。趣旨は若しそういうことであるならばその点を注意して書くことになるのじやないかと思ひます。それから更に進んでそういう趣旨においておつしやつたような目的規定、即ちこの法律の目的、そしてその法律運用に当つては、いささかもその目的を逸脱して濫用するようないふことがあつてはならないという趣旨を入れるということ、そのことはその限りにおいて別にこの法律の趣旨を要するわけでもありませんし、差支えはないと存じます。ただ、政府といたしましてはこの法律はこれ自体において、先ほどの言葉を繰返すようになりますが、簡単に明瞭にできておきますから、必ずしも一々濫用してはならないという趣旨を加えるほどのことにもあるまい。むしろ国会のほうでそういう御懸念があるならば、その趣旨は趣旨として十分他の方法によつて取扱官にその趣旨を徹底されることもできるのであるから、必ずしも絶対に加えなければならぬというほどには考へておられないわけでありませぬ。

な裁判の段階においては大きく問題、あつてもなくてもいいことかと思ひます。ただ一番大事なこととは捜査の段階なんですね。而もこういう法案の性質上非常識な、或いは教養の足りない出先の捜査機関なんかややもすると秘密ということ自身にとられ過ぎて行過ぎた捜査をやる、こういうことが懸念される。そういう人達に対してこういう目的規定、注意規定というものは確かにやつぱり反省させられる一つのいい根拠だと思ひます。何かあつた、やつてみようと思つたんだが、法律を見ると第一番にそのことが注意されておる、これはひよつとすると、捜査に一つ着手してみてもやろうと思つたんだが、或いは行過ぎるかも知れない、着手前に一つもう少し慎重にいろ、或いは人の意見を聞いたり、捜査という段階でないような予備的な一つのもの少し内偵をしてみよう、それからでないといふやうな困るかも知れん、こういうふうな気持ちにやつぱりなるわけですね。そういう規定が置かれれば法務当局でもこの法律の運用についていろいろ指示される場合でも、はつきりと指示が又できるわけなんです。国会の審議の過程でいろいろ注意があつたからこれは十分注意して運用してもらいたい、そういうことよりも非常に強いわけなんです。そういう意味で私も破防法なりこういう社会的ないろ／＼な意味を持つた法律につきましては、せむともそのような規定を置いてもらいたいものだ、こういう希望を持つておるわけですね。大体政府の考へ方でもこの点に關してわかりましたから、一応この程度にこの問題は打ち切ります。

それから次にお尋ねいたしておきたいのは、第一条の第二項の中で「資材」という言葉が使用されておる。これは普通には大体わかつておるような意味でありませぬが、併し法律的な用語として厳密に考へてみますと、又不明確な点もあるわけなんです。それでお尋ねするわけですが、何か一つの例えは「探知」「収集」といつたような法律用語であれば、これが大体一つの定義付けられたような解釈というものが因つておりますが、そういうふうな意味でこの資材というものを一つ何といひますか、公の解釈といひますか、定義付けると一体どういふことになるのか。どういふふうな定義をまとめておられるのかどうか、お聞きをしておきたいと思ひます。

○政府委員(上村健太郎君) そこに書いてございませぬ。その四つ下の「その他の裝飾品及び資材」と申しますのは、この四つ以外の通信器材、光学器材、それから施設器材及び以上の四つを含みましたものの部品或いは交換用予備品、予備部品、原材料というふうなものを書いておるつもりでございませぬ。従いまして、上に書いてありますものの一部をなしておりませぬ。もつぱら製作、修理のみに使用される工具でございませぬ。機械等のものでございませぬ。或いは一部は含まれるかとも存じませぬが、「裝飾品及び資材」と申しますとまとまつて一つのものになつております。その及びその部品、原材料、こういうふうな意味に解釈いたしております。

○龜田得治君 「その他の裝飾品」といふのは、今の御説明によりませぬと、通信器材等四つばかりお考へになつておるようでして、大体その点はわかりませぬが、この資材の点ですね、資材の点に、只今御説明によりませぬと、それらの裝飾品の部分品ですと、これが一つ、それからそういう裝飾品或いは部分品を構成しておる材料ですか、材質を言うのですか、どういう意味ですか。その部分品の点はわかりませぬが、材料という場合ですね、裝飾品又は部分品の材料といふのは、材質のことを言つておるのか……。

○政府委員(上村健太郎君) 材質というふうな意味を含みました材料、原材料の意味でございませぬ。

○龜田得治君 まあ私わかるような気がしますが、それからそういう裝飾品、部分品等を離れてそれらを製作する工具なども入る、入るものもあるというのですか、その点はどういふ範囲でお考へになつておるのですか。先ほどの御説明では少し不明確なようでした。

○政府委員(上村健太郎君) この工具、機械で入るのは恐らく稀であろうと存じませぬが、こういうふうな秘密の裝飾品等にもつぱら使われまする工具で、その口に關係をして参りますもの、修理に關する技術というものが關係をして参ります、切離して考へられないというふうなものは、工具或いは機械等でも入つて来ないことはないというふうな考へております。

○龜田得治君 そういう工具などは普通の概念では資材と言わないのじやないですか。若し工具とかそういう特殊な機械の内容で秘密事項があれば、そういうものの秘密事項を含めるために、もう少し言葉の書き方を変えないといかんようにも思ひますが、資材と言へば普通はその或るものともか

く内容、こういうふうな誰でも考へているのだが、そのものを作るための道具なんかについてはちよつと違ふんじやないかと思ひます。若しそういうものも入りたいのであれば、やはり裝飾品を作るための機械、器具ですか、何かそういうものが一つ入つて来ませんといひたい。資材の中にそういうものまで含ますのは用語上少し普通じやないかと考へるのです。

【委員長退席、理事上原正吉君着席】

○政府委員(上村健太郎君) 資材という言葉がほかの法律にありますがどうか私存じませぬのですが、私どもが考へておりますとここにいう資材の中には、先ほど申上げましたように、修理、製作に關する技術ということに關連いたしまして、切離し得ないもつぱらこういう裝飾品の製作に用いる工具等も含ませて考へておる次第でございませぬ。

○龜田得治君 どうしても第一条第二項の条文をそのままにしておいて、今お話になつたような工具や機械等も含めるといふのであれば、むしろ裝飾品の中に入ると解釈するのがまだ適当なんじやないのですか。裝飾品つまりアメリカから供与されるいろ／＼な裝飾品、その裝飾品にどうしてもくつつけて出してやらなければならぬ工具、機械ということになれば、やはり一種の裝飾品というふうな解釈をとられるなら、直接機關の用に立つたものでなくとも、いろ／＼裝飾品というものはあるわけですから、その裝飾品の中にむしろ含まるべき概念じやないかと思ひます。これはどういふようか。

○説明員(綱井輝夫君) この定義にお

きまして、装備品という定義を使いま
したように、いわゆる前段に言うてお
る装備品を離れて資材を全く関係なく
資材という概念を考えておるわけでは
ございません。装備品等という言葉を
分解いたしまして、前段で言うておる
装備品、つまり一つのでき上つたもの
として、それ自体で防衛目的に使われ
るようなもの、資材という言葉でそれ
らを構成して行く物件、こういうもの
を考えておるわけでございます。

○亀田得治君 この第一条の第二項で
「装備品等」というのは、これは装備
品並びに資材というのをただ略した意
味だと私考えておるのです。だからそ
の点はそういう意味なんではないかと
「装備品等」というのは、本来は装備
品及び資材と書くのを面倒くさいから
「等」ということで現わしておる。従
つて「等」というのは、ただ資材とい
う言葉を省略しただけなんではないかと
思ふ。

○説明員(綱井輝夫君) お説の通りで
あります。

○亀田得治君 これはどうなんですか、
そういう工具や機械などは、装備
品ではなしに資材というふうな考え方
を、検討された上で出しておる結論で
すかね。

○政府委員(上村健太郎君) 私先ほど
定義を申し上げましたが、「その他の装
備品及び資材」の中に入ると存じま
す。工具は装備品になりますか、資材
になりますか、私どもの解釈では資材
に入ると一応考えておる次第でござい
ます。

○亀田得治君 それはどつちにしても
どつちかに入ることになるだろうと思
いますから、これ以上は追及しないこ
とにしておきますが、非常に併しあい

まいだと思ふのです。入れるのであれ
ばむしろ装備品の一種だと考えるので
す。装備品にはたくさんあるのですか
ら、必ずしも職用の物ばかりしじやな
いでしよう。

それから次に第三項の、これはたび
たび問題になつたことだと思ひます
が、いろんな問題になつた点を私省略
して、自分としては是非ちよつと確めて
おきたいという点をここで聞きまして
おくわけですが、「公になつていない
もの」ということですね。例えばこの
本法で言う防衛秘密であるが、それが
非常に科学的な専門雑誌にちよつと載
つたことがある、こういう場合には一
体どういふふうな判断をされるので
か。普通の雑誌じやなしに専門家の見
る科学的な雑誌に少し載つたことがあ
る、こういうふうな場合……。

○説明員(桃沢全司君) 只今のお設例
の場合には、多くの場合公になつたも
のに該当するであろうと考へます。

○亀田得治君 そういう場合に公にな
つたと判断する、しないは、何か具体的
な基準というものを考へてしまし
か。個々の場合に非常に判断のむづか
しい点ができることだと思ひますが、
大まかな考へ方として一つの基準で
ね、お考へでしたら披露してもらいた
い。

○説明員(桃沢全司君) 只今亀田委員
の仰せになりました雑誌というものは
市中で販売せられておるというふうな
場合には、これはもう公になつたもの
と解していいと思ふのであります。極
く少数の特定の研究家の間でそれが回
覧されているような場合、こういう場
合にはその個々の事件によりまして公
になつておるのかいまいかきまつて来る

と思ふのであります。私ども考へてお
りますのは公になつておるのかいまい
か、これはまあ抽象的には不特定多数
人に知られておることが公になつてい
るということになると思ふのでありま
す。

○亀田得治君 それから何か田舎の小
さな新聞にちよつと載つた、こうい
うような場合は新聞である以上はもう
公と、こういうふうにはこれはもう例
外なく断定をいいいでしようか。

○説明員(桃沢全司君) それが公に発
売されているというふうな新聞であれ
ば、お説の通りと思ひます。

○亀田得治君 よく田舎に発売されて
おるのが、定価は書いてあるが余りお
金も普通の新聞のようにもつておら
ないが、併しまあ全然ただでもない。
そして或る程度広汎に出しておる、そ
ういふ新聞がよくありますね。そうい
うものに例へば載つた場合……。

○説明員(桃沢全司君) 多くの場合
は、亀田委員の御設例のような場合に
はこれは公になつたものと我々は考へ
ます。

○亀田得治君 それから裁判に關連し
てやはり公という問題を確かめておき
たいのですが、例えば起訴状の書き方
にしても、非常に検察官が注意をして
秘密自身がわからないような書き方を
している、併し違反事実は明確に
なるような……そういう書き方をし
ている、そして又裁判官の審理もこれ
はまあ注意してやつておる。そういう
場合には恐らく被告人が犯罪を自白を
し、自分で公判廷においても余り争わ
ないと、そういう事件だと思ひます
が、そういうふうな状態で行われた起
訴或いは裁判の場合には、これは公に

なつたものとみなさないのかどうか。
それを通じてはどうも第三者が見ても
秘密たるものがわからない、その書類
を見ても……そういうふうな解釈
をとられるのか。いやしくも公判にか
かつた以上は、その起訴状なり或いは
裁判の進め方の如何にかかわらず公だ
と、こういうふうな解釈を持つておら
れるのか。

○説明員(桃沢全司君) この法案に違
反する事件が裁判にかつた場合、御
承知のように裁判の過程において秘密
の内容というものを十分に質さなくて
も、この審理ができるという事件があ
ると思ひます。かくのごとき場合は個
々の具体的な事情によつて違つと思ひ
ますが、直ちに裁判にかつたからと
いつて、それが即ち公になつたもの、
そのようには解されないのでありま
し、場合によつては公になつたものと
認められる場合もありましようし、公
になつていないと認められる場合も出
て来ると存じます。

○亀田得治君 そういたしますと、公
ということについて三つばかり私具体
的に聞いて見たわけですが、なか／＼
具体的な事案にぶつかりますと、非常
に微妙な点が出て来ると考へられるわ
けです。たしか桃沢課長の御答弁だつ
たと思ふのですが、アメリカのほうで
武器を日本によこす場合に、この分と
この分は秘密だ、こういうふう指定
されて来た場合には、行政機関として
は当然にそれに拘束される、こういう
意味のことを言われておられます。但し
裁判所の場合には独自の判断で行動し
ていい、そういう意味のことを、衆議
院の記録を私拝見したところ桃沢さん
がおつしやつたようですが、その点ち

よつと聞きたいのですけれども、たと
えアメリカがこれは秘密にしてくれと
言われても、それによつて直ちに日本
の行政機関が拘束されるということに
は私はならんじやないかと思ふので
す。裁判所だけが独自の判断で秘密で
あるかないかというのを判断するとい
うべきものではない、行政機関だつ
てその点は一緒だと思ひます。裁判所
の場合はいよ／＼人を刑務所に入れる
という段階でありますから、極めて慎
重に判断しなければならぬ。秘密とい
言われておるが、公になつておるとい
う被告人の抗弁があれば、その点につ
いては／＼調べてみる、これは行政
機関の場合でも同じでしょう。だから
どういふ意味なのか、その点少し明確
にしてみたいと思ひます。

○説明員(桃沢全司君) お説の通りで
あります。若し私が行政機関が拘束
されると言いつ放しにしておるとすれ
ば、少し問題だと思ひます。併しなが
ら私の記憶から申し上げますと、その時
でありましたか、或いはその前後に若
しアメリカのほうでこの部分がこうい
う意味で秘密だということを通じて
参つた場合に、それは日本側におきま
してすでにそれだけの科学的知識を有
しておる、それはすでに公になつてお
るものであると考へられる場合には、
その事情を先方に話合つて、そうして
それは防衛秘密として日本が取扱わな
いということもあり得るであろうとい
うことを申し上げたつもりでございま
す。その点は亀田委員の仰せられます
通りと私も思ひます。それから裁判所
の独自の判断という問題でございま
すが、これは勿論公になつておるかな
つていないかという判断は、裁判所にあ

ることは当然であります。そのほか私にも考えております。自然秘密という性質から、それが高度の秘密であるかどうか、防衛秘密に該当するかどうかということも、裁判所は究極的には独自の判断をおきめるのであらうという意味で申し上げたつもりであります。

○龜田得治君 その点お答えによつて明確になりましたが、これは先だつても少しその点に触れてお聞きしたわけですが、そうしますと、やはりアメリカからこれを秘密にしてくれという要求がありまして、実際問題として一々その要求が妥当かどうかということと日本政府の役人の方が検討されるかどうか、これは別ですが、本来ならばたとえアメリカのそういう要求があつても、一応検討して見るべきものなんです。そうしてそこで確認をするということになる。若しアメリカの要求が行き過ぎておるといふことになれば断つていいわけですね。そういう意味から言いますと、どうしてもこのような建前における秘密という場合には、日本政府の確認行為が、指定というか何というかは別として、どうしてもそれが一つそこに入つて来る、このことはお認めになりますね。一方から言われて自然にそれが秘密というわけじゃないでしょう。大体がそうでしょうが、やはりそこに確認行為というものがあつてですね。

○説明員(桃沢全司君) 法律的に申し上げますと、私どもの立て方は自然秘密でございますから、そのものが相当高度な秘密性を持ってなければ、仮にアメリカから言われても、これは直ちに防衛秘密に該当するということに

ならない場合も考えられるわけでありませぬ。併しながら前にも申し上げましたように、現在保安隊が供与を受けております武器、兵器につきまして、相当日本が曾て持つていたものより高度なものであつても、なお防衛秘密に該当するような秘密を有してはいないという実情でございますので、恐らくアメリカが秘密と言つて来るものは、これは日本の現在の科学の状況、或いは兵器の状況から申して、相当高度のものだけを言つて来られる。即ちその意味からは実質的にアメリカがこちらに通知して参りますものは相当高度の秘密であらうと、事実上としてはかように考へられるわけでありませぬ。そういう立て方をしておりますので、政府の認定と申しますか、確認と申しますか、そういうことは法的にはこの秘密保護法の関係では私は生まれて来ないと思つておりますが、併し行政措置の問題としてそれはアメリカの通知によつて何らかの階級に属するものとして取扱をするという観点から、行政的の立場から政府がこれをどういふふうにするかはあり得ると思つておられます。

○龜田得治君 その点の見解が少し違いますが、私はそういう行政的ないろいろな表示とか通知の以前に確認行為がある、そういうふうにお考えおられます。議論になるからよしておきませう。そういう事実関係だけここで明らかにしておけばいいわけですね。

次に第一条の第三項の第二号の情報、これもたゞ議論になつておるところであります。普通は日本で情報というふうな言葉は余り法律上はな

いと思つておられます。何々について例えは知得したというふうなことになるれば、それは内容がはつきりわかつておるといふ意味が強く出て来る。情報と言いますと、そういう秘密物件或いは秘密事項に関する噂さというふうな非常に不正確な知識の内容までが含まれて来る感じがする。それはそういう不正確な知識の内容までも含んでおられるのだという政府側のお考えなら勿論それでいいのですが、そこで先ずお聞きしたいのは、第一号のイ、ロ、ハに掲げられておる知識、その知識と言へば正確度において非常に違いがあるわけですね。イからハまでの事柄に関する情報というのを知識という言葉で直して見ましよう。その知識には非常に濃度の濃いものと薄い漠然としたもの、こうあるわけですね。そういうふうに分けて考へて見た場合、提案者のお考えとしてはこの情報というのはいくつどういふ程度のことをお考えになつておられるか。そういう形で一漏聞いておきたいと思つておられます。

○説明員(綱井輝夫君) これは只今お話をいたしましたように構造、性能、保管、修理、使用の方法というふうな種類の情報でありますから、漫然たるあやふやな話を秘密にするというふうなことはあり得ないのでありまして、それらに関する具体的な且つ正確な科学上の知識ということになります。ここで情報という言葉を使いましたのは、防衛秘密を探知、収集する側から見ればそれは一つの情報ということに考へられる、持つておる立場から見れば知識であります。取らうとする立場から言へば情報であります。

○龜田得治君 これは法律用語として

適當かどうかわかりませぬが、知識とか何とも少し明確な言葉が使えないうふうな例はたゞ政府からされたおられる。これは非常に正確です。これはものをそのままに写し出されておられますから、だから法文の解釈としてそういう青写真のようなものでなくとも、青写真程度にともかくそれによつて秘密事項が明確にわかる、こういうふうな解釈しておいていいのですか、その点を伺いたい。

○説明員(桃沢全司君) 仰せのような場合が多かろうと思つておられますが、第二号の情報で「前号イからハまでに掲げる事項に関するもの」この情報ですが、それが又戻つて参りまして第三項の「左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書」この文書がその青写真に該当するということにならうと思つておられます。それでこの情報という言葉は、仰せられますように、いろ／＼に解釈される心配もあるかと思つておられますが、これはこの協定のインフォメーションの訳に該当いたします。決して広い意味の情報を我々考へておるのではございませぬ。ただ、一号のほうにおいては「供与される装備品等」ということでイからニまでがござつておられる。それから二号のほうは供与される情報でイからハに関するものというところで、その内容に供与される装備品等の場合と供与される情報の場合と全く同じことを私どもは考へておるわけでありませぬ。

○龜田得治君 そういたしますと大分明確になりましたが、こういうふうな解釈していいのですか、イ、ロ、ハと先ず取扱われるわけですから、非常に対

象が明確ですね。ところが物でない文書或いはその他の方法による場合には、やはり物と同じように内容のあるものでなければ情報にはならないのだ、こういうふうな解釈していいのですか。

○説明員(桃沢全司君) 大体仰せの通りと思つておられます。この供与される情報で、何でも情報ならば入るといふのではなく、そのあとに装備品等に関するということになつておられますので、この装備品等というものを離れた情報というものは全然予定してないわけでありませぬ。

○説明員(桃沢全司君) もう少し具体的にお話願ひませんと、ちよつと只今のお話だけではお答えしにくいのでこ

ここで新らしく生まれる秘密保護法の罰則としては少し強過ぎると、こういふまあ感じを非常に強く持つわけなんです、如何でしょうか。先ほどあんな刑事特別法と詐欺、窃盗を引用されたのですが、引用そのものがどうも適切じゃないように思う。

○説明員(桃沢全司君) 第一の問題は刑事特別法におきまして十年以上の懲役とされた理由についてでございますが、これは先ほど申し上げましたように、ちよつと私の聞いてるところを申し上げただけであります。なおそのほかに勿論前の軍機保護法の刑その他を参照して被害法益の大きさ、詐欺、窃盗の場合の被害法益の大きさ、そういうようなものと彼此考証いたしました十年という刑が定められたと思つてあります。旧軍機保護法は改正前の明治時代のものと比較してみましても、それよりはすつと軽くなつてゐるという關係になつてゐるのであります。で刑特との秘密保護法案とは法益が違ふんだから、又刑の量定においても變えてよいのでなからうかという御質問でございます。その点は法的には保護法益が違ふことはお説の通りでございます。併しながらそこで守られます秘密の實際的内容というものは、アメリカ軍の持つておられますものも今回アメリカから日本が供与を受けましても、これは同様なんぞございまして、同じものでございまして、その扱ひが刑期の上において違ふということになりますと、結局アメリカの持つてゐる秘密よりももつとその程度の低いものだけが日本に来るんだというようなまあちよつと誤解も受ける。又逆に言いますと、そういう秘密性の低いものを日本

にやるだけだということにもなる可能性もあるのではないかと考えられまして、その点刑特以下の刑を定めるといふことは私どもとしては考えられなかつたのでございまして。なお、法益の問題から申しまして、日本の防衛の必要からかような武器の供与を受けるのをごさいますして、その秘密を日本の秘密として守るといふ点から申しますと、或いはアメリカ軍の持つてゐる秘密を守る以上の手段を講ずるのが当然であるというような考え方も一面成り立ち得るのでございまして、私は刑特と特に刑を變えなければならぬとは思つてゐないのをごさいます。○龜田得治君 アメリカとの關係は、日本がこういう考えを持つからという考え方がきまれば、これは十分アメリカ側に説得したらいい問題だと思つてゐます。アメリカとして要求してゐることは、そういう刑の範圍にまで入つておられないようにこれは何遍も委員会で御答弁を受けておる通りなんですから、それはどういふ犯罪の場合でも、その犯罪行為に對するその国の評価で、評価の仕方によつて刑罰のきめ方が違つておるわけですからね。これは単に秘密保護法の場合だけじゃないですよ。普通の破産犯の場合だつてそういうことがあつたらぬ。或いは例へば姦通罪といつたような場合には、これはもう御存じのように非常に固によつて考え方によつて、一方は有罪、それから全然刑法上の犯罪と考へない所もある。そういうふうな社会が違ふことによつて、同じ行為であつても、評価が違ふのが私当然だと思つてゐます。で刑罰法規が一体どの程度が適當なのかというところは、そういう意味から言

うならば決してこれは単なる各国の刑法の比較とか、そういうことも必要ですが、同時に一体その秘密そのものがその国においてどのように社会的な評価をされておるのか、こういうことが一番大事なことじゃないかと思つて。ところがそういう立場からこの法案を考へて見ますと、これもまあいろいろ、別な絶的な又質問の内容に戻りますから、別に繰返しては申上げませんが、この保護法自身がいろいろな意味で問題になつてゐる。そういう意味では決してアメリカの国内におけるような、或いはアメリカ軍の持つてゐる秘密なんかとはもう社会的な評価が違ふんですよ。だから私は新らしくこういうものを作る今の段階としては、何と言いますか、処罰するにしても一番一つ初步的なところからお始めになつたらどうか。どうしてもそれで足りないといふふうな現実の事情がいろいろ、事実上現われて来れば、それを根拠にして更に考へるといふことはあり得る。そういう氣持で申上げておるのであります。で、立案当局でもこれはいろいろ考慮された問題だと思つてゐますが、私どもの立場から見ますと、これは少し重過ぎる、こういう感じを強く抱きます。

それから更に一点伺いますが、防衛業務に關係のある役人が我が国の安全を害する目的を以て防衛秘密を採知、収集してこれを漏らした、こういう場合には一体どういふ刑罰がされるわけですか。この第一号と第二号との關係はどういふふうな場合にその場合なつて行きますか。併合罪として更に加重するといふ考え方なんでしょうか。

○説明員(桃沢全司君) 業務によりでなくて、第一号と第二号との關係でございませうか。○龜田得治君 ええ。○説明員(桃沢全司君) この点は併合罪であるか、或いは手段、結果の牽連犯として一罪として処断すべきかという法律問題、これは非常にむづかしい問題であると思つておられます。前のいわゆる刑事特別法の際には、これを別罪として二罪に一応行政解釈をいたしたようでございます。現在の段階におきましては私どもそれに従つてもりでございますが、なお疑念もございまして、慎重に検討したいと思つておられます。○龜田得治君 二罪ということになりますと、併合罪の規定によつて最高十五年、こういう考え方でいいですか。○説明員(桃沢全司君) 只今申上げました通り、結論においてはそうなつて参ります。ただ、その問題は本質的に刑事訴訟法が改正されたから余り大きな問題ではなくなつたのではなからうかと考へます。と申しますのは、連続犯の規定がなくなりましたので、何回もかようなことをしたという場合には、やはりそれ／＼別罪として取扱うという点が旧刑事訴訟法と違つておられますので、この場合だけ併合罪であるか、或いは牽連犯として一罪として処断されるかといふ問題は、それらとも関連してその大きな面を占めていないように私は考へておられます。

私はその中でも、なかんずくですよ、なかんずく防衛業務に關係のある人が計画的に秘密を集めて漏らすと、これだつたらすつかり行けるわけですね、すつかり……そうでしょう。洗いざらい行けるのですよ、これは……いやそういう者はいやしいと、こうおつしやるかも知れませんが、それは法規を作る立場としてそんなことは考へるべきじゃない。法規というものはどんな条文だつて犯されることを何も歓迎してゐるわけじゃない。又犯されないうに努力もする。どんな条文だつてそういうですよ。努力もするのだが、而も犯されるのが予想されてゐる／＼な規定がここに現われるわけなんです。そうしますと一番大事なのは、防衛業務に關係のある人が他に漏らすといふじやなしに、これが例へば第三条の第一号のような目的を以て計画的にやつたと、こういう場合、これだつたらもう全部行きますよ。そういう場合には恐らく私各々の立法はよくは存じませんが恐らく死刑制度を持つておる国においてはそこまで行つてゐるのじやないかと思つておられます。だから、その一つだけ考へてもですよ。私は何も官吏のやつをもつと重くせよと、こういう意味で言つてゐるわけじゃない。それほど質的に重要な意味を持つておるものと、それから専門的なスパイでもないようなやつでひつかるかも知れないというふうな虞れのあるものと、それらが一緒になつておる。これは私甚だ腑に落ちないのです。今私が設例したような場合には外国の立法例は一体どうなつておられますか。若し資料がありましたら二、三でもいいですから、一遍聞かしてもらいたい。

○龜田得治君 私はこの秘密保護法の中で一番國家として注意しなければならぬ犯罪は、一つは、これはまあ政府からも説明があるように、専門のスパイ、それからもう一つは、これもたびたび議論が出ておるように、防衛業務に關係のある人たちが漏らす問題、

○説明員(桃沢全司君) 業務によりでなくて、第一号と第二号との關係でございませうか。○龜田得治君 ええ。○説明員(桃沢全司君) この点は併合罪であるか、或いは手段、結果の牽連犯として一罪として処断すべきかという法律問題、これは非常にむづかしい問題であると思つておられます。前のいわゆる刑事特別法の際には、これを別罪として二罪に一応行政解釈をいたしたようでございます。現在の段階におきましては私どもそれに従つてもりでございますが、なお疑念もございまして、慎重に検討したいと思つておられます。○龜田得治君 二罪ということになりますと、併合罪の規定によつて最高十五年、こういう考え方でいいですか。○説明員(桃沢全司君) 只今申上げました通り、結論においてはそうなつて参ります。ただ、その問題は本質的に刑事訴訟法が改正されたから余り大きな問題ではなくなつたのではなからうかと考へます。と申しますのは、連続犯の規定がなくなりましたので、何回もかようなことをしたという場合には、やはりそれ／＼別罪として取扱うという点が旧刑事訴訟法と違つておられますので、この場合だけ併合罪であるか、或いは牽連犯として一罪として処断されるかといふ問題は、それらとも関連してその大きな面を占めていないように私は考へておられます。

○説明員(綱井輝夫君) 御質問の例をそのまま上げたりと申上げるといふわけには参らないかも知れませんが、例えば合衆国の防諜法におきまして、差上げてあります資料の第二の第一のこのd項に、合法的に国防に關係ある情報所有しておる者が故意に漏らした場合は、e項は許可を得ないで国防に關係のある文書等を所有しておる者が漏らした場合は、これらは同一の罰則を附せられております。

○龜田得治君 それは何ページですか。
○説明員(綱井輝夫君) 資料(イ)の第一ページであります。第一ページのd、dの最初は、「何人と雖も合法的に国防に關係のある」云々と書いてありますが、情報の所有者が故意にこれらを受領する権限のない者に通報した場合、e項は、許可を得ないで国防に關係ある情報を所有しておる、これはまあスパイその他を指すと思いますが、それらが通報し、伝達した場合、これは同一の罰に処せられることになつております。

○龜田得治君 例えは同じ資料の第二頁ですね。第二(条)に書いてある「外国政府を援助するための国防情報」の取集又は交付」と、こういう場合には更に刑罰が重くなつて二十年以下の禁錮、それが戦時である場合には死刑又は三十年以下の禁錮、こういうふうなふうにその内容によつて非常にまあ違つて来ているわけですね、この資料によつても……で、「わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて」といふので、この内容は勿論いろいろ問題点があるでしょうが、相当大それた目的を以て専門の防衛官

更が秘密を外国に漏らすということがあつた場合には、それと間違つて引つかかるというふうなやつとが一緒だといふのは、このアメリカの場合を引用された法律から見ても、少くとも公平じゃない、このことだけは私に言えると思うのですがね。それじやどの程度にこの刑を違えるかといふことは別な問題でなければ……。

○説明員(桃沢全司君) 只今龜田委員の仰せられましたような考え方は、これは相当有力に成り立ち得ると私たちも考えます。併しながら先ほど申し上げましたように一応刑特の線が出ておつて、その繰返しになりますが、特に変えなければならぬという判断が我々にはできなかったわけでございます。そういういたしますと、若しこの新らしく入りました「業務」により、只今仰せられたような場合を想定いたしますと、それ以上の重要性を持つていてのじやないかといふことになるわけでございます。そういういたしますと、結局業務によつた場合の或る特殊な例をもう一項設けてこれに對して十年以下といふのじやなく、もつと重い刑罰を科するといふ立法形式をとらざるを得なくなつて来るのでございますが、私はそこまで行かなくても裁判所の良識に訴へまして、その情状によつて非常に軽い刑も加えられる。一番重いものが十年までだ、それで賄えることが一番いいのじやなからうかと、かように考えまして、このような刑を考えた次第でございます。

○龜田得治君 第三号の「業務」により「これを他人に漏らした者」という中には、非常に不当な方法を用いた者も入れば、非常に悪辣な国家に対する有害な目的を持つた者もすべて入つて来るわけですからね。そうでしょう、これは最低線をここに書いてあるだけで、そういう悪い条件がどれだけ加わつてもこれで行くわけだ、原則として……。

善なりますと、一つの量刑でそこをやると言つたつて、もう上がつてつていられるわけですから、処理ができていよう。だから私はそういう意味で、刑全体を重くするのじやなしに、やはり「業務」により」といふのが十年以下であれば、ほかのやつを下げるなり、何とかこれを考慮しないと非常にまあ不都合な感じを与える。

それからもう一つはこういうことがあるでしょう。十年くらいの刑であれば、なに有罪になつたつて大休途中で仮出獄なりいろいろな關係で十年もおるわけじやない、半分なり三分の二経てば大休出られるわけでしょう。そうすると六年や七年は一つ計画を以てやろうといふ人なら幾らでもこんなことはやれますよ。何もそれで殺されるといふわけじやない、又一生涯そこで無期懲役といふわけじやない。だから若し日本が本當の軍事国家であれば、私はその点をもつと厳密に考えられたらうと思ふ。そういう重いものを國の体制が違ふから、僅か十年にしておるわけだ。そうならそれを基準にして私は一般のやつはもつと下げてやるべきじやないか、こう考へるのです。これは一つ大分考へ方もわかりましたから、私どものほうで一つ又いろいろこの点は考へさせてもらいたいと思ひます。

○委員長(那訪一君) ちよつと速記をやめて下さい。
〔速記中止〕

○委員長(那訪一君) 速記を始めて下さい。午後二時まで休憩をいたしましませう。

午後零時五十二分休憩

午後二時二十七分開会
○委員長(那訪一君) 休憩前に引続き委員会を再開いたします。

○龜田得治君 直接の法案關係はもう中止いたしました。最後に二、三點關係事項を聞いておきたいと思ひます。

この自衛隊法の五十九條により、義務が規定されておりますが、これはまあ一般の官庁、一般の公務員の義務と同じような規定になつております。

○政府委員(上村健太郎君) 自衛隊の内務訓令によりまして、やはりその程度を分けて、警備の保管その他をやつておられますけれども、併し現在の保安隊におきましては、武器、裝備等の秘密がございませぬので、ただ単に一般官庁と同様な未決定の事項、まだ官庁としてきまらない事項、部外秘に扱ふとかそういうような程度のものでございまして、ここにこの法律にいうような性質の秘密といふものはきめておりませぬ。

○龜田得治君 この決定事項でいわゆる部外秘となつていられるものは現在はないのですか。

○政府委員(上村健太郎君) 例を挙げますれば、例えは現在の保安隊におきましては、国内の騷擾鎮圧の方法でございませぬか、或いは演習の内容等が

一般に漏れること自体が保安庁といたしましては支障を生ずることがございませぬので、そういうものにつきましては、決定して文書になつていられるもので、部外には秘密にいたしてあります。

○龜田得治君 部外秘といふものをきめる場合には、長官だけの決裁でやるのかどうか、何か特別な委員会のようなものもあるのでしょうか。

○説明員(綱井輝夫君) 特別の委員会はございませぬ。

○龜田得治君 そうしたらその各部署の責任者が適當にこれは秘にして置かう、ほんとう判を押せばそれで秘になる、こういう簡単なものでしょうか。

○説明員(綱井輝夫君) これはその中は勿論違ひますが、例えはアメリカの場合、日本の旧軍機保護法、こういうような立場をとりまして、これの事項については秘密とする、そういうふうな法律乃至省令のようなものでございませぬので、それに従つて各担当者それぞれ格付けをするわけでありまして、第五十九條の關係の隊員が守るべき秘密につきましては、機密、極秘、部外秘といふ四段階をきめておられますが、大体どういふものがこれに該当するかという一般原則をきめておられて、それの方面で主務者がいられるわけでございますから、それらにつきまして、これは極秘に該当すると思へば極秘の判を押すわけでございます。以上のような手續でございませぬか。

○龜田得治君 その一般原則がきめられていられるのは、どういう形式できめられていられるのですか。これは保安庁長官が内部に對する一つの準則とし

てきめて、そういうものですか。そして又同じようなことがほかの官庁においても同じようにやられている、そういう性質のものでしょうか。

○説明員(綱井輝夫君) 今御質問されている意味の秘密遵守の規定乃至方法、取扱、それらの内容等は、大體一般官庁のものと同様であります。

○龜田得治君 一般官庁と同様といつても、少し一般官庁のほうもわからない点があるのですが、その一般的な基準ができて、どういふものをいふゆる部外秘にするかという一般的な基準ができて、その基準に従つて、各部門の例えは局長なりそういう人がそれを認定すればそれでいいので、或いは局長が認定するに當つて、例えは更に長官の承認を得るか、そういうことになつていふのでしようか。その点をもう少しはつきりして下さい。

○説明員(綱井輝夫君) それは一応局長なら局長が認定するわけでありまして、その上級者はその秘密を変更することができるといふこと、それが、

○龜田得治君 上級者が変更することがあるといふと、そうすると一応そういう内部秘密を決定しますと、上官に承認を求めるとはなしに、報告をするわけですね。そういう内部手続になつておるわけですか。

○説明員(綱井輝夫君) 勿論これらの秘密区分の最終決定権は長官にあるわけでありまして、實際上の取扱として、実際の担当が一応その区分をする、勿論それは主として文書が多いわけですが、文書はそれ、上級者に通過されるわけでありまして、それらが不適当だと思えば、上級者はこ

れを変更する、そういう建前になつております。

○龜田得治君 このそういう内部の秘密、いわゆる部外秘に違反をいたしますと、一年以下三万円以下の罰金、

○説明員(上村健太郎君) 内部で一応の基準ができておりました、原則として、未決の事項は部外秘になります。従いまして大體起案者が新しい事項を起案いたしましたり、新しい文書を作りました、局長なり上司の決裁を得るまでは部外秘になつております。そこで案がきまれば、これをどういふ秘密扱にするかというところは、書類に判を押して、課長なら課長、局長なら局長がこれを秘密扱すると申し出ておられます。その書類が長官のところまで出まして、或いは中間段階の次長のところに出まして、これは秘でなくてよ

ろしいというものなら、その秘の判を消すということになるような内部の取

扱ができております。

○政府委員(上村健太郎君) それ以外にも一般の人事等につきましても勿論ございまして、なお各局予算の關係についてもございまして、それ以外に、それか警備の關係についても勿論あると存じております。

○龜田得治君 それで大分内容がわかりました、従来こういう規定がありまして、一年以下、三万円以下といつたようなこの刑罰、こういうことに該当するような秘密漏洩事件というものは幾らかありましたでしょうか。

○政府委員(上村健太郎君) 私どものほうの官庁に關する限りは事件として取扱つたことはございせん。何にしても高度の刑罰を以て臨まなければならぬような高度の秘密というものが現在ないものだから、例は今のところございせん。

○龜田得治君 もういいです。

○委員長(郡祐一君) そうでございませぬ。それで御通告のありました羽

仁委員、楠見委員どちらからでも御発言を願います。

○羽仁五郎君 今龜田委員が御質問になつた点と關連して来る点について第一に伺いたいのですが、仮に本法案が成立し、それから自衛隊法案が成立した場合を仮定いたしました、それで自衛隊の隊員、これは自衛隊のメンバーです、隊員というものは正確にはど

○説明員(桃沢全司君) 刑法学説上のいわゆる法条競合という場合であらうと思ひますが、防衛秘密であります場合には、この秘密保護法の第三条或いは第四条によつて処罰されるということに相成ると思ひます。

○羽仁五郎君 この問題に關して、二つ私はどうも國民が疑問を持つてのじやないかと思ひますが、今までの慣例では、これにそつくり當てはまるかどうかかわらないのですが、似たような場合ではどういふふうか、今までの慣習上なつておるのでしよう。つまり役所のかたが一般の人にも關係して来る法律に觸れる、こういう場合ですね、その場合に普通役所で懲戒とか行政処分とか免官、普通首になるとかいうこと

○説明員(桃沢全司君) この自衛隊法の五十九条の場合も、これはやはり行政罰の対象になるか或いは刑罰を先に

するか、これはそれ、の犯罪の内容によつてきまつて来ると思ひますが、現在の國家公務員法違反、丁度この五十九条に該当するような規定もござい

ます。その他政治活動、いろいろ規定がございまして、これまでの取扱は、主として行政罰先行という方針のようになつております。

○羽仁五郎君 それでどうも、つまり平たく我々の民間の百姓、町人の言葉で言へば、役人が悪いことをしたときは首になるだけではない、牢屋に入られるというのではないのです。國民のほうに真先に牢屋に入られるという感じが私ども職前から強い。それでそれが根拠がどうも今の御説明であらうと思ひます。例えは最近頻々と起つていふ警察官が信書の秘密を破らうとしたというふうな場合が假に問題になつても、警察官なり國警長官なり何なりがやめる、やめられるというだけ

で重い罪にはなからぬ、實際にはこれは公務員法違反でしようし、憲法にも違反してゐるし重大なる罪なんだが、そつちのほうはやられないで、極端な場合には何と申すのか、證據とか何とか軽い処置があつて、同じようなことが國民の場合であれば非常に重い罪になる。役人の場合には非常に軽い罪だというのが、日本國民のこれはもう世論ですよ。世論の批判だ。これは役所の中にばかりおいていふとそんなことは甚だ御納得できんとお考へになるかも知れないのだが、我々役所なんかには免かれて恥ななしという感じを抱いてゐる。ところで今のお話だと、やはりさつきの御答弁と今の御答弁とは矛盾して来るのじやない

するか、これはそれ、の犯罪の内容によつてきまつて来ると思ひますが、現在の國家公務員法違反、丁度この五十九条に該当するような規定もござい

ます。その他政治活動、いろいろ規定がございまして、これまでの取扱は、主として行政罰先行という方針のようになつております。

○羽仁五郎君 それでどうも、つまり平たく我々の民間の百姓、町人の言葉で言へば、役人が悪いことをしたときは首になるだけではない、牢屋に入られるというのではないのです。國民のほうに真先に牢屋に入られるという感じが私ども職前から強い。それでそれが根拠がどうも今の御説明であらうと思ひます。例えは最近頻々と起つていふ警察官が信書の秘密を破らうとしたというふうな場合が假に問題になつても、警察官なり國警長官なり何なりがやめる、やめられるというだけ

で重い罪にはなからぬ、實際にはこれは公務員法違反でしようし、憲法にも違反してゐるし重大なる罪なんだが、そつちのほうはやられないで、極端な場合には何と申すのか、證據とか何とか軽い処置があつて、同じようなことが國民の場合であれば非常に重い罪になる。役人の場合には非常に軽い罪だというのが、日本國民のこれはもう世論ですよ。世論の批判だ。これは役所の中にばかりおいていふとそんなことは甚だ御納得できんとお考へになるかも知れないのだが、我々役所なんかには免かれて恥ななしという感じを抱いてゐる。ところで今のお話だと、やはりさつきの御答弁と今の御答弁とは矛盾して来るのじやない

するか、これはそれ、の犯罪の内容によつてきまつて来ると思ひますが、現在の國家公務員法違反、丁度この五十九条に該当するような規定もござい

ます。その他政治活動、いろいろ規定がございまして、これまでの取扱は、主として行政罰先行という方針のようになつております。

○羽仁五郎君 それでどうも、つまり平たく我々の民間の百姓、町人の言葉で言へば、役人が悪いことをしたときは首になるだけではない、牢屋に入られるというのではないのです。國民のほうに真先に牢屋に入られるという感じが私ども職前から強い。それでそれが根拠がどうも今の御説明であらうと思ひます。例えは最近頻々と起つていふ警察官が信書の秘密を破らうとしたというふうな場合が假に問題になつても、警察官なり國警長官なり何なりがやめる、やめられるというだけ

で重い罪にはなからぬ、實際にはこれは公務員法違反でしようし、憲法にも違反してゐるし重大なる罪なんだが、そつちのほうはやられないで、極端な場合には何と申すのか、證據とか何とか軽い処置があつて、同じようなことが國民の場合であれば非常に重い罪になる。役人の場合には非常に軽い罪だというのが、日本國民のこれはもう世論ですよ。世論の批判だ。これは役所の中にばかりおいていふとそんなことは甚だ御納得できんとお考へになるかも知れないのだが、我々役所なんかには免かれて恥ななしという感じを抱いてゐる。ところで今のお話だと、やはりさつきの御答弁と今の御答弁とは矛盾して来るのじやない

するか、これはそれ、の犯罪の内容によつてきまつて来ると思ひますが、現在の國家公務員法違反、丁度この五十九条に該当するような規定もござい

ます。その他政治活動、いろいろ規定がございまして、これまでの取扱は、主として行政罰先行という方針のようになつております。

○羽仁五郎君 それでどうも、つまり平たく我々の民間の百姓、町人の言葉で言へば、役人が悪いことをしたときは首になるだけではない、牢屋に入られるというのではないのです。國民のほうに真先に牢屋に入られるという感じが私ども職前から強い。それでそれが根拠がどうも今の御説明であらうと思ひます。例えは最近頻々と起つていふ警察官が信書の秘密を破らうとしたというふうな場合が假に問題になつても、警察官なり國警長官なり何なりがやめる、やめられるというだけ

で重い罪にはなからぬ、實際にはこれは公務員法違反でしようし、憲法にも違反してゐるし重大なる罪なんだが、そつちのほうはやられないで、極端な場合には何と申すのか、證據とか何とか軽い処置があつて、同じようなことが國民の場合であれば非常に重い罪になる。役人の場合には非常に軽い罪だというのが、日本國民のこれはもう世論ですよ。世論の批判だ。これは役所の中にばかりおいていふとそんなことは甚だ御納得できんとお考へになるかも知れないのだが、我々役所なんかには免かれて恥ななしという感じを抱いてゐる。ところで今のお話だと、やはりさつきの御答弁と今の御答弁とは矛盾して来るのじやない

するか、これはそれ、の犯罪の内容によつてきまつて来ると思ひますが、現在の國家公務員法違反、丁度この五十九条に該当するような規定もござい

ます。その他政治活動、いろいろ規定がございまして、これまでの取扱は、主として行政罰先行という方針のようになつております。

○羽仁五郎君 それでどうも、つまり平たく我々の民間の百姓、町人の言葉で言へば、役人が悪いことをしたときは首になるだけではない、牢屋に入られるというのではないのです。國民のほうに真先に牢屋に入られるという感じが私ども職前から強い。それでそれが根拠がどうも今の御説明であらうと思ひます。例えは最近頻々と起つていふ警察官が信書の秘密を破らうとしたというふうな場合が假に問題になつても、警察官なり國警長官なり何なりがやめる、やめられるというだけ

か。行政罰のほうが先だ。それで行政罰で処置がつくと今度秘密保護法の適用を受けるということは余りないのじやないかと思うのですが、どうですか。

○説明員(桃沢全司君) 先ほどは行政罰が先ず行われるであろう。それが原則のように申上げたいのですが、これに一般人は処罰の対象にならない場合があります。役人であるが故に処罰をされるという規定、この違反の場合でありまして、そうではなくて一般国民も処罰もされ、それから公務員も処罰をされる、こういうような場合に公務員であるから行政罰にとどめる、かようなことはないのでございませぬ。その点は御心配のないようにお願ひしたいと思います。特に公務員法で問題になりますのは、争議のような場合、争議は禁止されているわけです。争議をやつたらすぐ処罰するか、刑罰を以て臨むかということになりますと、その事案々々に応じまして、一応懲戒処分で納まるならば特に刑事罰まで行かなくてもいいじやないかというような観点のものが多いわけございまして、只今の羽仁委員の御心配の点はなからうと存じます。只今の例に信書の秘密の問題を出されたのであります、最近の齋藤園警長官の答弁、これは私連記録も拝見いたしておりませぬ、事件は存じませんが、その前の、例えば只今の公安調査庁の問題、これは先日も高橋次長からお話がありまして、憲法の通信の秘密というものは或いは触れるという点で非常に恐縮しておつたのであります、信書の秘密というものではない。即ち刑罰法規はないわけでありま

して、その点も同時に御了承頂きたいと思ひます。

○羽仁五郎君 そこでちよつと具体的でせぬ、秘密を、つまりこの秘密保護法案が法律に仮になつた場合には、この法に触れるという行為を保安隊な自衛隊のかたが不幸になさつた場合でせぬ、その場合には、結局どうするかどうかですか。先ず第一に、自衛隊法が仮に法律として成立すれば、それが適用されて、それからその次に今度は秘密保護法が適用されるのでしようか。

○説明員(桃沢全司君) 実際の取扱におきましてはこの秘密保護法の防衛秘密に該当する場合には秘密保護法一本で取扱うことになると思ひます。

○羽仁五郎君 そこで今度次の問題が発生して来るのですが、保安隊も今は、つまり昨日か一昨日かも知れませんが、つまり月給取りですからね。自由契約でお入りになるわけですか。だからそれは契約したときの条件というものは、やはりそうあとからいろいろな事後承諾というのですか何ですか、契約をしたときには、入つたときにはなかつた条項をくつつけてもいいものでしようか、どうですか。私はどうもそういうことは余り善良な風俗だとは言えないように思ふのですが、今お入りになつて居るかは、こういう法律ができて、業務によりとか何となく、過失で漏洩しても非常に重い刑罰を受ける。この過失による漏洩の点は一松先生からでも又十分にやつて貰かなければならぬ。元の軍用資源秘密保護法とか比べても非常に重いものじやないか。刑事特別法にもないというやうな重い刑罰がくつつけて居るのだ

が、そういうふうになるのだというのを承知して契約して入つて居るのじやないでしようから、その関係は問題ないのですかどうですか。政府はどうお考えになつておられますか。

○説明員(桃沢全司君) この法案で定めておられますところは、これによつて防衛秘密を守るといふ要請に基いてきて居るのであります、特にこの第三條あたり、そこに大きな反社会性というものを認めて居るわけございませぬ。これを法律で規定するということは、この契約とは関係なくできることと思ひます。只今業務によりを防衛隊員だけに仰せられませんでしたけれども、それはそうではなくて、或いは裁判官或いは検察官、これらもすべてその対象になり得る場合があるわけございませぬ。一般的にこういう規定を設けるというものはこれは許されて居る、かように考えます。

○羽仁五郎君 その一般の場合もです、保安隊に志願して入つて居る人です、今自由契約をして、その人は保安隊といふ所はそんなおつかない秘密のある所だとは全く承けてないでそれが入つて居るんだから、少くともこの法律ができたから、その契約を続けるかどうかということぐらひは聞いておやりになつたらどうなんですか。随分親切の意味からは法律的には差支えないとおっしゃるかも知れないけれども、仮に私などが万一保安隊などに入つて居るとして、こういうことにならばやめたいという自由の意志で思ふかも知れない。そういうふうになさるる方が憲法なり何なり民主主義のほうからいつてなされるべきじやないんではないか、そんなことはしなくては

いいというんですか。

○政府委員(上村健太郎君) 保安隊に關することだけ申上げたいと存じます、保安隊は隊員に入ります場合に、法令に従つて、職務の遂行に當るといふ宣誓をいたします。尤も今回自衛隊法ができましたと、附則によりまして、改めて宣誓をしてもらうことになりました。又宣誓をして、あとでこれは話が違ふというときには、本人は自発的に退職をいたすことになるだらうと思ひます。

○羽仁五郎君 私はやはり憲法の趣旨に忠実に、細かい法律上のことは私も知りませんが、常識として善良なる風俗という点からいつて、こういうなか／＼重い罪のある責任まで負うということになるなら、一遍隊員にこれでもやるかどうかということはお聞きになるほうが当然じやないか。それが自由契約、即ち月給取り、即ち民主主義的防衛力、民主主義的防衛力と申し上げないけれども、民主主義的防衛力といふものを育てて行くいい方法ではないかと思ひますが、そういうふうになさるお考えはあるんでしようか。

○政府委員(上村健太郎君) 保安隊員にはこの秘密を守る義務のほかに、また罰則も付いておられます。隊員を採用いたしますについては、一念を押しつけて、これでもいいかということを探るのにはなか／＼親切だろうと思ひますけれども、保安隊を志願するにつきましては、やはり本人の自由意志に基きまして、従来保安隊に入つて居る人の話なども聞きました、保安隊員になつてからどうなるんだということも一応検討はして志願をして来て居ると存

じます。それから入りましてから非常にいやだという者は無理に引きとめるようなことはいたしませんから、自発的に退職をいたすかと思ひます。非常にたくさん義務がございませぬから、或いは一々説明をしていふふうにはなか／＼参らんかと思ひますけれども、一応は研究をして来て志願をすると思ひます。

○羽仁五郎君 ほかの場合と違つて、かなり重い刑罰を受ける、そういう新らしい事情が発生したことにいつて何か御親切にお考えがあるかと思つたら、余りないということはお聞きしました、それからこれに關連して、前に一松先生からも御質問があつたかと思つて居るのですが、十分にお答えを私は何つていないので、この第四條で業務上の過失漏洩罪を科することになつて居る。これは前の刑事特別法にはどういふ理由でこういうのを加えたのかと思ひますが、このことについてお伺ひした。これは御説明ありましたか。

○説明員(桃沢全司君) いわゆる刑事特別法には業務關係が全部ございませぬ。第三條の第一項第三号はなかつたわけございませぬ。これはこの業務を担當する者は、いわゆる刑罰法におきましてはアメリカ軍及びその關係者でありまして、日本人がこれに携はるといふことは予測してなかつたために規定をいたしてなかつたわけでありませぬ。従いまして第四條の過失罪も同様でありまして、刑事特別法ではこれを予測せず、又従つて規定もいたしてなかつたのであります。この過失で洩れる点でございませぬ、これは如何ような

方法であれ、この防衛秘密がよそに洩れるという事は極力防止しなければならぬのであります。従いましてこの業務により防衛秘密を扱っている者の過失で以てよそに洩れたということになると、これはやはり刑罰を以てこれを取扱い、その防衛秘密を取扱う人に対して十分の注意をせよという事が当然に必要になつて来ると思ふのであります。前の軍機保護法にもこの過失罪の規定があるのでありますが、それらの刑をも参酌して、それより低い二年以下の禁錮又は五万円以下の罰金というような規定を考えた次第でございます。

○羽仁五郎君 その刑事特別法でも業務関係で今おつしやる程度にとどまらないんじゃないかと思ふんですがね。で、本法案について御説明になつて

る場合には、業務関係というのとはかなり広く御説明になつて、国会議員だの弁護士だの新聞記者だの学者だのまでが若干の不安を感じているくらいなんです。が、刑事特別法の場合には、やはり機械の修理とか何とかいうことになれば、相当広くあれはあつたものじやないかと思ふのです。常識的に考へて、それをそんなところまでは追及しないという態度をとられたことは、これはその限りにおいては尊敬に値するのではないかと。そんなに女々しく秘密の漏洩ということをおつちやこつちやまで追つかけて行く……、まあ姦通罪を廃止したような男らしい気持で、そういう秘密の漏洩ということをおつちやこつちや追つかげないで、それよりはもつとずつと進んだ兵器でも自衛的に工夫されるというふうな態度でしたのに、今度は大層しつこく追つかけています。それ

できつき申上げたように、そんなこととも察知し入つたような人が随分過失の漏洩で罪になる。而も伺いたいのは、戦時中の国防保安法第七條、軍機保護法第七條、これからいつてもそういうものを我々が思い出して甚だ暗い感じを抱かざるを得ない。政府のほうから言へば女々しいし、我々のほうから言へば暗い感じを抱く、その上その法定刑も戦時立法で三年以下の禁錮又は三千元以下の罰金とあつたのに、本法案では平時法として重きに過ぎないか。軍用資源秘密保護法ではこういうふうな漏洩罪の規定がなかつた。その点から考へてこれは均衡を失してはいないかというふうにも考へられるわけですが、その点如何ですか。

○説明員(桃沢全司君) この業務によりという場合は、仰せのように一番考へられずともは自衛隊員によるもの、或いは自衛隊の役人、こういうものが一番多くあると思ふますが、それに該当するものは刑罰法においてはアメリカの軍人ということになると思ふます。それからその次に考へられますのは民間工場だと言われますが、これらは高度の秘密を持つものはアメリカ側においては自分の持つております施設において秘密の修理をいたすのでありまして、日本側の工場にそれを流すこととはないだろうという予測の下に、この業務により特に知得し又は領有した防衛秘密を過失によつて他人に漏らしつたということをおつちやこつちや考へなくともその目的は遂げられる、かように考へたのでありまして、その点はこの法案と大分実質的に違つた点であると考へます。

○羽仁五郎君 持ち時間がなくなつて来たらしいので十分に伺うことができないのですが、甚だ残念ですが、次の六点について私ちよつと御説明を伺つておきたい。これは委員長のお許しを得て、成るべく簡単に申上げますが、そこで伺いたい点は、先日のお話を標記の附けられていないものというのがあることはわかりました。例えば防潜網のごとく、つまり標記が附けにくいというので附けがたい。これはやはり私は如何に附けにくくても、防潜網に標記を附けることがむずかしければ、その周囲にここにそういうものがあるとか何とかいつて、そのものにうまくびつたり糊で貼れないということなく、親切にそのものに糊で貼れないれば近所に札を立てるなりして、そのものの性質によつては標記の附けられないものがあるというふうに突つぱられると甚だ非民主主義的だということを感じ抱くのですが、これはそういうふう

に御努力願えるものと思つてお答えを頂かなくてもよいかと思ふますが、その次に一番問題になるのは、この間も申上げたように、時というものに逆行する法案である、そのためにいろいろ矛盾が起つて来る。その中の最も具體的なものは、公になつていないものというものが絶えず公になつて来る。それからこの法律で、ファストの中に出てくるように「時よとまれ」というように言つて、秘密というものを固定するのですが、然るに時はとまらないのですから、どん／＼公になつて来る。そこで問題になつて来るのは、保安庁というのは何というか、この役所の中にそういう研究所でもお持ちにな

るのですか。絶えずそういう軍事機密関係のものが公になつて行くが、世界の雑誌類とか新聞とかいろいろものを絶えず毎日読んで公になつていくものがあるれば片づ端からこれを外す。という義務は先日頂戴した施行令要綱というものの第三で、「防衛秘密として秘匿する必要がなくなつたとき、又は公になつたものがあるときは、その部分に限り、すみやかに秘密を解除するとともに、標記の抹消その他必要な措置を講じなければならぬ」ということになつていて、これは法律じやないから御自分の責任ということなんでしうけれども、こういうことをお書きになる以上は、これがやれるような研究所でもお持ちになるのですかどうですか。そうでもないというとなか／＼牽証責任は自分のほうで負うというふうな大きなことをおつしやつたけれども、実際にはそんなことはおかしくてできやしないです。我々のほうは結局弁護士のかたが御心配になるような、こつちで教えて上げなければならぬ、これはソヴエットの雑誌に出ているですよというふうな……、ああそうですかということになるのじやないかというのです。そういう研究所か何かをお作りになるのかどうか、それを一つ伺いたい。

○政府委員(上村健太郎君) 私どものほうは防衛秘密との関連におきましても特にそうでございますが、世界各國の防衛に関する書物等はできるだけ取つております。絶えず研究をいたしておりまして、防衛秘密として指定されるものは極めて数も少く、且つ相当高度なものであると思つておりますから、一般の公刊文書にこれが出てくるという事は、その都度わかると存じ

ております。○羽仁五郎君 それは大変有難い。是非十分努力してもらいたい。その次に第四に伺いたいのは、解除抹消などが遅れた場合、すでに客観的に公になつていて、ところがあなたの方ではまだそれをお気付きにならない場合、引張つてしまふ場合、そういう場合はどうなんでしょうか。○説明員(桃沢全司君) 行為前に公になつた場合には、これは仮に標記したりしても、本条のいわゆる防衛秘密論は省かれるわけでありまして。○羽仁五郎君 そうしてそのかたを逮捕したり何かしたときには、弁償というのですか何というのですか、償いをなさるのですか、なさらないのですか。

○説明員(桃沢全司君) 若し誤つて身柄拘束を受けて起訴された場合、これは刑事補償法の対象になつて、補償を受けるということに相成ります。○羽仁五郎君 そういうこともきつと或いは起るかと思ふので、十分慎重に、これはどうも公になつていないのじやないかと思つて、簡単に我々を引張らんようにはお願いをします。くれ／＼も国民に代つてお願いをしておきま

それから第五なんです、そこできつぎ申上げた時に逆行しようというこの法律案の最も恐ろしい点は、行為を犯した場合にはいわゆる形式的に公になつていなかつた、従つて形式的には罪なんです。併しながら客観的にはもはやそういうようなものは学者の見識なり何なりから言へば、そんなものを秘密としておくべきではないというので、勇気を振つてこの程度のこととは議論をする、議論の必要がどうしてあるかと言へば、安い有効な防衛力というものを作るためには、学者などが相

当議論し、防衛庁の仕事だといふのでそのままにしておいては、有効じやないような十年も昔の軍艦を借りて来るというようなことをおやりになるのですから、それに対しては我々なり学者なりが相当議論しなければならぬ。もう少し安いものがあるのじやないかとつていふ。併しもうすでに公になりつていない。明日にも、来週にも、来月にも公になるのだといふ確信を持つておいてはなるかがあるかも知れない。こういう勇気は尊敬すべきだと思ふ。現に捕まるときには公になつていない。裁判でも始めている過程においてはどう／＼公になつて行く。これは非常に問題だと思ふのだが、これは裁判をあなた、桃沢さんなり何なりの頭でやれば、それだつて刑罰なんだから有罪になるでしょう。有罪になるならば、そういう裁判の判決といふものは国民を納得させません。従つて裁判所に御迷惑だと思ふのだ。裁判所もまあ今日は公になつてしまつたのだが、逮捕した当時は公になつてい

なかつたのだから、この法律の言う通り有罪だと言つて三年とか十年とかやるのだが、裁判官だつて内心どうも甚だ気の毒だ、おかしなものだと思ふのは、これは時に逆行する法律だからです。こういう場合は余り御心配にならぬですか。平気ですか。

○説明員(桃沢全司君) 最初のお話の学者が自分の学識経験に基いて御研究を続けられる。これは一つもこの法案の対象にはしていません。お話を要する、議論の必要がどうしてあるかと言へば、安い有効な防衛力というものを作るためには、学者などが相

当議論し、防衛庁の仕事だといふのでそのままにしておいては、有効じやないような十年も昔の軍艦を借りて来るというようなことをおやりになるのですから、それに対しては我々なり学者なりが相当議論しなければならぬ。もう少し安いものがあるのじやないかとつていふ。併しもうすでに公になりつていない。明日にも、来週にも、来月にも公になるのだといふ確信を持つておいてはなるかがあるかも知れない。こういう勇気は尊敬すべきだと思ふ。現に捕まるときには公になつていない。裁判でも始めている過程においてはどう／＼公になつて行く。これは非常に問題だと思ふのだが、これは裁判をあなた、桃沢さんなり何なりの頭でやれば、それだつて刑罰なんだから有罪になるでしょう。有罪になるならば、そういう裁判の判決といふものは国民を納得させません。従つて裁判所に御迷惑だと思ふのだ。裁判所もまあ今日は公になつてしまつたのだが、逮捕した当時は公になつてい

な役割を日本の裁判所をして演じせしめるというようになつてくちや、これは法の權威のために甚だ欲々べきだと思ふからです。で、こういう点で私はこの法案全体が、一言の下に言へば、時に逆行しようという人間として甚だ無理なことをやろうとする、これはいわゆるスパイを取締ろうとする各

国の法律が全部そうですよ。その最も端的な例は、最近のアメリカのオツペンハイマー教授を迫害するというようなことにおいて最も端的にこれが現われて来るのですから、だから仮に不幸にしてこれが法律として成立するよう

なことがあつても、私はその適用においてもつと大所高所から考えて、区々たる秘密なんぞを気にしないで、もつと日本国民自身がいろ／＼な斬新奇抜なものもを考えて、そうして安上りで以て有効な防衛力を發揮するというほうが大事なんです、アメリカから借りて来たものなんぞを、そしてこれは外交上の儀礼といふこともありまますから、實際はばらされたつて、よその國に向つて自分の國の秘密を貸したものをばらしたからといつてそれに余り重い罪を要求するといふのは随分おかしなもので

ですよ。人にくられてやつたものをあとから返せといふのと同じように、甚だ世間の常識から言へばおかしなもので、現に附随書Bでは、これは単に外交上のものだといふ程にはまつておるのですから、だから外交上から行けば、相済まなんだといふふうに一言謝る程度のものしか向うは貸さないと思ふので、この法律を非常に何かこれ

によつて國が守れるとか何とかいふような程度にお考えになることは私はいかんと思ふのだが、その点について一

つ政府の所見を伺つておきたいのです。

○政府委員(上村健太郎君) 御意見として承つておきます。

○一松定吉君 ちよつと私伺いたいののは、この日米相互防衛援助協定に伴う秘密保護法というやつは、日本國とアメリカ合衆國との間の相互防衛援助協定、これを基礎にしてできたのでしよう。それならばこの相互防衛援助協定の第三条には「秘密の物件、役務又は情報について」と、こう三つ書いてある。ところが本件の秘密保護法では、物件と情報だけで役務を抜かしている。それはどういふことかといふことが一つ。重ねて言いますが、それは三条の一項だね。それから二項は、「政府は、この協定に基く活動について公衆に周知させるため、秘密保持と矛盾しない適当な措置を執るものとする。」と

ところがこの三条の二項に基くこの「適当な措置」はどのようにおとりになるのですか。これを明らかにして頂きたい。それだけ一つ。

○政府委員(上村健太郎君) 第二の点だけ私のほうから申し上げますが、三条の二項の「公衆に周知させるため」と申しますのは、協定の実施についてでございます。従いまして援助を受ける全体についてそれ／＼國民に知らせるということでございます。但しそれについて、この秘密の物件等があるから知らせはしない。その他については大いに広報活動をやつて、この協定の趣旨の存するところ及びこの協定に基いてどういふものを借りた、どういふものに役立つというようなことを各政府がやるのだといふことの規定でございます。

○一松定吉君 私のお尋ねしたのは、この「適当な措置を執る」ものとするといふその「適当な措置」はどのようにおとりになつたか、これがわからぬ。

○政府委員(上村健太郎君) これはこの条約が成立いたしましたから援助が実際に参りまして、その後の政府の広報活動でございますので、今後の問題だと存じます。私もまだどういふ広報活動をするかといふことについては、外務省からの意見を聞いておりませんが、私どもとしてもまだ確定いたして

○一松定吉君 併しこの相互防衛援助協定によつて、この秘密保護法というものも提案されて、そうしてその秘密保護法は今現に審議されておるときに、この秘密保護法が兩院を通過して

いよ／＼法律として活動するようになれば、当然その協定に基く活動についての適当な措置といふものは國民は知らなければならぬ。それがまだ何もできていないといふことになつて来る

と、これは龜田君がいつも心配するやうに非常に政令でい／＼なことを定めて見たり、予期してないやうな措置をとられてみたりするといふので、私どもこの法案を通過させるについて、この協定の活動について、やはり適当な措置で公衆に周知して頂かなければいかんので、それがまだできていないといふことですか。それならそれでよろしい。あえて追及はしない。

○政府委員(上村健太郎君) 突はこの前もお尋ねを頂いたのでありますが、第三条の一項と二項は、全然別個のことを規定してございまして、本来ならば別の条文になつてもいいことである

○一松定吉君 併しこの相互防衛援助協定によつて、この秘密保護法というものも提案されて、そうしてその秘密保護法は今現に審議されておるときに、この秘密保護法が兩院を通過して

いよ／＼法律として活動するようになれば、当然その協定に基く活動についての適当な措置といふものは國民は知らなければならぬ。それがまだ何もできていないといふことになつて来る

と、これは龜田君がいつも心配するやうに非常に政令でい／＼なことを定めて見たり、予期してないやうな措置をとられてみたりするといふので、私どもこの法案を通過させるについて、この協定の活動について、やはり適当な措置で公衆に周知して頂かなければいかんので、それがまだできていないといふことですか。それならそれでよろしい。あえて追及はしない。

○政府委員(上村健太郎君) 突はこの前もお尋ねを頂いたのでありますが、第三条の一項と二項は、全然別個のことを規定してございまして、本来ならば別の条文になつてもいいことである

そのように考えております。

○楠見義男君 実はこの前内容の問題についてお伺いしたときに、今申し上げたように、そういう内容のうちで一つ欠けるというふうな事になった場合には了解を取りつけないければならぬし、又そういうふうな事になるならば、供与もしないというふうな事を向うから申出る場合もあるかも知れませんが、そういうふうな、將來における懸念の問題も我々伺つたのですが、今の御説明で行けば、その内容自体が変更さえしなければ、本文その他において如何ように改正をしても、もはやこれは先般通報したことを以てここにいわゆる合意と見ると、こういうことであるならば、それで法律の内容さえ変更しなければいいのだと、こういうように了解していいのですか。

○政府委員(上村健太郎君) 事実御修正等がありました場合には、どういふような措置をとりまますか具体的にまだきめておりませんが、この内容、防衛秘密の内容につきましても、事前に通告をいたしておりますので、内容について御訂正がなければ、外務省当局において勿論先方に通告をいたすと存じます。通告をいたしまして向うで不満足な点がないならば、これはそのままになることもあり得ると存じますし、又そのことを割られたら困ると言います場合には、場合によりましては、その船の一部の器材等を取りはずして供与するといふ場合も想像できると存するのであります。

○楠見義男君 その点で実はお伺いしているのです。この「両政府の間で合意する」という意味は、仮にこの法律

ができたならば改めてその法律を以て向うと相談するのにかというところをお伺いすると同時に、先般の外務省条約局長の本委員会における説明を附加してお伺いしたわけですか。そこでその場合に、ただ内容の修正の場合には、これはもう条約局長も先般お話しになりましたからよくその点はわかっておりますが、それ以外のことで、すでに先般内容を通報したということでは、ここにいわゆる「両政府の間で合意する」ということが成立しておるとすれば、而もその際には再々申しましたように、立法的措置についての義務も負つていなければ、刑の量定についての義務も負つていないということであるならば、この内容以外の点では、両政府の間で改めて又やるということの必要はないという結論になるのではないのでしょうか。

○政府委員(上村健太郎君) 防衛秘密の内容につきましても、秘密を守る対象でございませぬから、先方から考えれば、

○楠見義男君 それはよくわかります。

○政府委員(上村健太郎君) その他の点につきましては、まだ先方に通告をいたしておりませんが、併しこの法案が成立いたしますれば、事実上の問題としてこういう法律ができたんだ、秘密の武器をくれる場合には、こういう措置をとるといふ通告は、通告と申しますか、口頭の話合いといひますか、正式の協定にはいたしませんけれども、ここに書いてありますように合意なり秘密保持の措置といふ条約でございませぬから、いたすことと存じます。

○楠見義男君 そうしますと、結局内

容以外には向うに通報してないのだから、従つてこの法律が仮に原案通りとなつたとしても、改めてこの法律を以て向うとここにいわゆる合意の手続をとるといふことになるのじやないか。そのやり方は、例えばこちらからこの法律ができたという通報をして、向うが何らの異議を申立てなければ、それで合意が成立したという、こういう解釈には仮にできるとしても、いずれにしてもこの法律ができてから向うと合意をすると、こういうことになるように今の御説明では伺えるし、前回の説明でも向うすでに両政府の間の合意といふものはできておるのだ、こういうふうにも受取れるわけですが、どちらですか。

○政府委員(上村健太郎君) この合意といふものがどこまでの範囲をいうものかといふことにつきましては、その厳格なものではないと思ひます。法律のほかに、例えば業者等に発注する場合を考へてみましても、業者に対してはこういうふうな厳重な契約で、こういうふうなやり方をするといふようなこと、行政措置も恐らく事実上秘密の武器の修理をするといふような場合には、個々の問題についてでなくとも、概括的には話合いをすると思ひます。従ひましてこの法律の場合にも、そういうふうな話のときに、法律が成立いたしますれば、この法律を英訳いたしまして先方に渡して、こういう法律ができたんだといふことで事実上の話合いはすると存じます。その際に先方からいふ法律ではまずいと言わない限りにおいては、それを前提として秘密武器の引渡しといふものが行われますから、改めて協定といふような堅い

ものでなくとも、合意に達したと認めやつて行けるのではないかと存じておるのであります。

○楠見義男君 どうもこれは何つておるとどちらがどうかよくわからなくなつて来たのですが、そうすると、仮にこのMSA協定を受けたといふふうな考へておる立場をとつておる人のその立場から考へると、法律が制定されても、或いはその法律については異議が向うから来るかも知れませんが、それでも向うの内容を聞いてから立法措置を講じたほうが、そうでないかと法律改正といふことをやらなければならぬ、こういうふうにもなる懸念がするのですが、その点はどうか。

○政府委員(上村健太郎君) その点は私もどなたもいまして、世界各國の例を見ましてもこういう秘密保持の法律がないのは日本だけでございまして、この法律は世界各國の例から見ましても、米國側でこういう法律では困るといふことは言わないと存じております。

○楠見義男君 そうすると結局やはり内容だけが問題で、而も先ほど申上げたように、何らの義務も負つていない、ただ内容を一方的に通報しただけといふことであるならば、その内容さえ変更しなければ向うに了解を取付けないといふような問題は、この立法さえ措置を講ずればいいのではないかとお伺いをいたします。

○政府委員(上村健太郎君) この内容の点を除きますれば、世界各國の例から見ても、非常に秘密保護上の法律措置としては甚だしく不十分であるといふ

のでない限りにおいては、そう異議は申出でないと思ひます。

○楠見義男君 その甚だしく妥当であるかどうかといふことの認定は、そうするとどこがするのですか。

○政府委員(上村健太郎君) それは日米両國の政府の話合いでございまして、若し法律を以て日本が秘密保持の規定をしなければ、それに先方が秘密保持は到底困難であると認めますれば、そういう兵器を貸してくれないだけになると思ひます。日本とアメリカとの間の話合いの問題になると存じます。

○楠見義男君 兵器を貸してくれないかといふことを心配をして、その立場から言つて、従つて問題はこういうものがございまして、この秘密保持がこの法案でできるかどうかといふことの認定は、両國政府の決定といふのですか、話合いだ、こういうことになつてくれば、その法律ができたならば、向うでやつぱり相談するといふことになるのではないですか。

○政府委員(上村健太郎君) 事前に相談はいたしておりますけれども、この法律の内容でございませぬれば、世界各國の例から申しましても、これは不満足だからMSAに基く秘密兵器はやらぬといふことは私も想像いたしておらないのでございませぬ。

○楠見義男君 そうするとその認定は結局日本政府といふか、保安庁のほうでせられるといふことになるので、向うとの認定、合意の問題は出て来ないのではないですか。

○説明員(桃沢全司君) この第一條の第三項の防衛秘密の内容、これは先ほ

○楠見義男君 要するにさつき設例の範圍を持つてゐる場合は一応問題外にして、それらの人々が業務者と見ることが見ないかによつて、その判断を右か左かにするといふような考へ方はいけません。

○説明員(桃沢全司君) そういう場合もあると思ひます。ただ純粹に科学的知識を論議する、討議するといふふうな場合と、それが防衛秘密であるといふから違つて来ると思ひます。

○楠見義男君 今の場合は、防衛秘密だといふことを知つてやつてゐる場合は、そうすると固陋雜誌に載せることと自體がやはり引つかかることになりましようか。

○説明員(桃沢全司君) その度れば多分にあると思ひます。

○楠見義男君 もう一つは、羽仁さんとの質疑応答に關連してなんですが、これは直接この法案に關係なしに、刑特法の問題なんです、刑特法では防衛秘密というものを別表で掲げておられますね。そこでその中で、「運輸又は通信に關する事項」といふのがあつて、「軍事輸送の計画の内容又はその実施の状況」、軍事輸送の突進の状況、これは結局日本では運輸省の人々が当然業務上知つてゐることなんです、併し業務というものは全然、先ほどのこの質疑応答で明らかになつて、アメリカ側の人だけが業務關係者で、日本の運輸省の人は、これはここでいふ業務には關係ない。そこで軍事輸送の突進の状況はこれは知つてゐる、而もそれは不当の方法で探知してゐるのではな

く、当然業務上知つてゐる、といふ場合に、それが第三者に話をするとい

う場合は、先ほど来の御説明なりお話を伺つて、特に「合衆國軍隊の安全を害すべき用途に供する目的」といふところが積極的になければこれには触れない、こゝういふふうに了解してよいわけでしょうか。

○説明員(桃沢全司君) ちよつと最後のはうを聞き漏らしましたので失礼いたしました、成るほどこの刑特法の附則にはお示しの「運輸又は通信に關する事項」、これがあります。「この運輸又は通信に關する事項」、通信のほうは別といたしまして、運輸に關して日本側がタッチするといふことも考へられるのでありますが、その突進がどうでありますか、これは私よく存じません。併しながらこの刑特法の場合には、この業務に日本側が當るといふことは極めて稀な場合しかないのではなからうか、そういう稀な場合には特

に規定をする必要はないのではなからうかといふふうな考へだつたと、かよ

うに何つてゐるのであります。

○楠見義男君 さつきの御説明で、なぜ業務がないのだといふ羽仁さんの御質問に對して、それはここでいふ防衛秘密に關する業務といふのはアメリカだけなんだと、こゝういふお話をあつたものですから……、それとは直接關係はないのです。先ほど申上げたように直接關係はないのですが、運輸省の人が當然突進の状況といふものを知る場合がありますわね、而も不当な方法で探知してゐるのではなしに、当然知

つてゐることがある。更に合衆國軍隊の安全を害すべき目的を持つてゐない、積極的にこゝういふものを持つてゐないといふ場合にはこれは触れない、併し防衛秘密が考へてゐる、法域は侵

害されることになるけれども、それは問わない、こゝういふふうに解していいわけですね。

○説明員(桃沢全司君) お説の通りと存じます。

○楠見義男君 時間が来ましたからただ一点だけ、もう一つ伺ひたいのですが、最初の兩國政府の合意の問題、これはこの法律が原案通りになるか修正になるか、いずれにしても法律的に或いは協定の上から見て、日本政府はアメリカに合意を求めるとか、通報するとかといふ義務は持つてゐないと、こゝう理解していいのですか。

○政府委員(上村健太郎君) 秘密の武器の供与を受けますについて、どういふ秘密の保持の措置をとるかといふことについての合意は必要でありま

すから、具体的に個々の義務といふことは生じないかも知れませんが、方法は別といたしまして、何らかの方法で先方と相談をする。で、先方が同意をしな

い措置でありますれば、この供与を受けられないといふことになるだけだと思ひます。

○委員長(郡祐一君) それでは以上を以ちまして、本法案に對する一般質疑は終了いたしました。

明二十日は午前十時より委員会を開きまして、御決定を頂きました日程に従ひ、本案に對する最終の總括質疑を二時間お願いいたし、質疑終了後、民事訴訟法關係の法案の御審議をお願いいたしたいと存じます。

本日はこれを以て散會いたします。

午後四時二分散會

五月十八日本委員会に左の事件を付託された。

一、裁判所法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月八日)

一、民事訴訟法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月八日)

一、民事訴訟用印紙法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月二十四日)

一、職犯者の釈放等に關する請願(第二六二四号)

第二六二四号 昭和二十九年五月十日受理

職犯者の釈放等に關する請願 請願者 長野県埴科郡戸倉町 一、五三三 須見新一 郎外一万名

紹介議員 木内 四郎君 池田 宇右衛門君

終戦以來既に十年、光榮ある獨立國家としても三年にならうとしてゐる今日、なお、勝者の一方的裁決によつて獄舎にたがれ、あるいは、遠く異國の丘に望郷の念をかたなく呻吟してゐる同胞が数多く存在してゐる実情は、全国民のはなはだ遺憾とするところであるから、すみやかに職犯者の完全釈放及び残留同胞の全員帰郷の實現を期せられたいとの請願。

昭和二十九年五月二十九日印刷

昭和二十九年五月三十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局